

座間味村マイナンバーカード普及促進地域商品券給付事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続のオンライン化や官民のデジタル社会の基盤となり得るマイナンバーカードの普及促進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策による影響や自粛等により休業等を余儀なくされた村内事業所への支援及び村民への家計支援を行うことにより、村内の経済回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

2 マイナンバーカード 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

3 商品券 前条の目的を達成するために座間味村が発行する券種をいう。

4 取引 村内において商品券を対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を行う。

5 加盟店 村内において取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(交付対象者)

第3条 商品券の交付対象者は、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

2 令和4年10月31日までにマイナンバーカードを取得(運用中のものに限る。以下同じ。)し、令和4年9月1日(以下「基準日」という。)時点で村内に住所を有する者。ただし、令和4年9月1日中に村外に転出した者は、対象外とする。

3 本村に住所を有し、マイナンバーカードの交付申請を行い、地方公共団体情報システム機構に申請受理された者(基準日の翌日以降に転入又は出生した子を含む。)で、令和5年1月31日までにマイナンバーカードを取得した者

4 基準日の翌日以降に本村に転入した者のうち、マイナンバーカードの継続利用手続を令和5年1月31日までに実施した者

(商品券の名称等)

第4条 商品券の名称は、座間味村地域商品券とする。

2 前項の商品券の券面金額は、1,000円とする。

(商品券の交付)

第5条 商品券の給付額は、交付対象者1人につき10,000円分とする。

2 商品券の交付は、令和5年1月31日までを期限とする。ただし、村長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(商品券の使用範囲等)

第6条 商品券は、その利用者と加盟店との間における取引においてのみ使用することができる。

2 商品券の使用期間は、令和4年12月1日から令和5年2月28日までとする。

3 加盟店は、取引に使用された商品券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、商品券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金額の支払を行わないものとする。

4 商品券は、次に掲げる物品の販売、サービス等の提供に使用することができない。

- (1) 換金性の高い金券、商品券等の有価証券
- (2) 国又は地方公共団体への支払
- (3) その他、村長が別に定めるもの

(商品券の交付方法)

第7条 商品券は、第3条に掲げる交付対象者について、座間味村役場会計窓口及び阿嘉・慶留間出張所窓口において手渡しにより交付する。

2 前項により交付をする場合は、受領書への記入を求め、それらを整理し保管するものとする。

(加盟店の登録等)

第8条 加盟店として登録できる者は、村内において、事業所、店舗等を有する事業者とする。

2 加盟店へ登録をしようとする場合は、座間味村地域商品券加盟店登録申請書(以下「申請書」という。)を村長に提出しなければならない。

(加盟店の責務)

第9条 加盟店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取引において商品券の受取を拒まないこと。ただし、商品券の破損、汚損等の程度が大きい場合は、この限りでない。

- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) その他村長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(商品券の換金)

第10条 加盟店が取引の対価として第6条第2項に規定された使用期間内に受け取った商品券は、座間味村地域商品券加盟店換金請求書により換金を請求するものとする。

2 前項の請求は、令和5年3月20日までに行わなければならない。

(禁止)

第11条 商品券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

(商品券に関する周知等)

第12条 村長は、座間味村マイナンバーカード普及促進地域商品券事業の実施に当たり、給付対象者の要件、受給の方法、給付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により村民への周知を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。